

# 令和6年度

## 八幡平市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項、同法施行規則第1条の3及び八幡平市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条第1項の規定に基づき、八幡平市が行う令和6年度の八幡平市区域内の一般廃棄物の処理について次のとおり定める。

廃棄物の種類	ごみ及びし尿
計画の内容等	令和6年度八幡平市一般廃棄物処理実施の計画
計画の構成	基本計画
	・発生量及び処理量の見込み
	・排出の抑制のための方策に関する事項
	・一般廃棄物の種類及び分別の区分
	・実施する者に関する基本的事項
	・処理施設の整備に関する事項

■一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み  
(法第6条第2項第1号)

(単位:トン)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	合計	し尿処理残渣
平成25年度実績	9,083	594	1,055	10,732	53
平成26年度実績	8,935	592	961	10,488	50
平成27年度実績	8,688	595	971	10,254	50
平成28年度実績	8,500	573	934	10,007	49
平成29年度実績	8,532	545	922	9,999	49
平成30年度実績	8,585	590	904	10,079	48
平成31年度実績	8,690	616	894	10,200	43
令和2年度実績	8,359	723	890	9,972	41
令和3年度実績	8,245	704	898	9,847	38
令和4年度実績	8,334	635	867	9,836	40
令和5年度見込	8,158	583	788	9,528	36
令和6年度見込	7,488	626	1,167	9,281	40

※令和5年度見込みについては、実績に基づく推計値とします。

※令和6年度見込みについては、ごみ処理基本計画による数字とします。

■一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項  
(法第6条第2項第2号)

令和6年度における排出抑制関連について、以下のとおりとする。

- (1) 市民へのごみの適正排出、ごみ減量等の啓発活動の推進（広報誌等の活用）
  - ①市広報誌、ホームページ等による啓発活動を実施する。
  - ②分別収集日程表等を作成し、配布する。
  - ③市公衛連と連携し、不法投棄監視パトロールを実施し、ごみの適正処理を図る。
  - ④クリーン作戦等の清掃活動を促進する。
  - ⑤ごみ分別辞典を用いて、分別方法を周知する。
- (2) 排出抑制への補完的事業の推進
  - ①資源物の有効利用の推進（資源物を集団回収する団体に対する報奨金の交付）

■分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分  
(法第6条第2項第3号)

区分	種別	種類
ごみ	(1) 可燃ごみ	①燃えるごみ
	(2) 不燃ごみ	②燃えないごみ
	(3) 資源ごみ	③空き缶類 ④空きびん類 ⑤ペットボトル ⑥新聞紙 ⑦雑誌 ⑧段ボール ⑨紙パック ⑩トレイ類 ⑪雑がみ
	(4) 危険ごみ	⑫危険ごみ（カセット式ガスボンベ、スプレー缶）

■一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項  
(法第6条第2項第4号)

(1) 市で処理できない廃棄物（処理困難物）等の指定

①産業廃棄物	コンクリート破片、建設廃材、レンガ、金属くず、廃油、動植物に係る固形状の不用物、汚泥、肥料袋・農業用廃ビニール 等
②医療系廃棄物	在宅用注射針、薬品、その他感染症のある廃棄物 等
③その他廃棄物	バイク及び部品、農業用機械及び部品、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、農薬・劇薬類、廃油、塗料、丸太、伐根、消火器 等
④他法適用物	資源リサイクル関連法（資源有効利用法、容器包装/家電/建設資材/食品/自動車の各リサイクル法）による適用物

(2) 一般廃棄物の処理に係る料金体系

①市が収集するもの並びに直接搬入する「家庭系ごみ」

②前項以外の事業系「ごみ」は、【有料】（料金は、八幡平市が定める額）

事業系ごみ=100円/10kg
-----------------

(3) 収集・運搬に関する事項

区分	ごみ	し尿
対象	家庭系ごみ/事業系ごみ	生し尿/浄化槽汚泥
収集体制	家庭系：市が業務委託する業者 事業系：直接搬入又は許可業者	盛岡北部行政事務組合が委託契約する収集・運搬許可業者
収集方式	家庭系：ステーション方式 事業系：個別収集方式	個別収集方式 {希望する市内居住又は所在する個人宅・事業所等及び公共施設等}
運搬先	八幡平市清掃センター (八幡平市野駄第27地割621番地) 受入時間 午前8時30分～午後4時30分※	北岩手環境衛生センター (八幡平市平館第27地割49番地)
その他の事項	①業務の委託：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項 ②委託の基準：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条 ③許可業者の：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項	

※埋立をするごみは、金曜日からのみの午前8時30分～午後3時30分までとする。

※第4日曜日は、一般家庭用の粗大ごみ、埋立をするごみ、指定袋に入らない燃えるごみを受け入れ、午前9時から午後3時までとする。

■一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項  
(法第6条第2項第5号)

(1) 中間処理に関する事項

区 分	ご み	し 尿
処理方法	市の処理施設による処理	一部事務組合設置による広域処理
名 称	八幡平市清掃センター	盛岡北部行政事務組合
構 成	八幡平市	盛岡市玉山区／八幡平市 岩手町／葛巻町
処理施設	焼却施設、粗大ごみ処理施設	北岩手環境衛生センター
処理内容	焼却／破碎／資源化	乾燥／焼却

(2) 整備に関する事項

通常業務内での修繕を行う。

(3) 最終処分に関する事項

本市が処分すべき「中間処理場」からのごみの焼却残渣・破碎残渣及びし尿し尿  
焼却残渣については、次の施設への埋立処分とする。

施設名称	八幡平市一般廃棄物最終処分場
施設所在地	八幡平市松尾第1地割808番地
設置及び管理者	八幡平市